

就学奨励費支給申請の留意事項について（ご案内）

次の内容を必ずご確認の上、申請してください。

1 申請により支給される経費

- 寝具購入費（寄宿舍入舎生のうち、新入舎生及び前回支給から3年経過した方）
- 日用品等購入費（寄宿舍生全員）
- 学用品・通学用品購入費（全員）
- 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費（小学部・中学部・高等部 1年生のみ）

2 支給対象品目について

支給対象となる品目は、ホームページ内「様式ダウンロード」③「**就学奨励費支給対象品目一覧**」をご確認ください。

3 申請の注意事項

① 原則、令和8年4月1日以降に購入した物品が対象です。

支給対象となるのは、「児童生徒が令和8年度内に学校生活および寄宿舍生活で使用するために、保護者等がその費用を負担して購入した物品」です。

※ 新入学生・転入生については、入学説明会以降に購入した入学準備品（例：制服、ランドセル等）について、例外的に対象となる場合があります。

② レシート等は、重ならないように貼付してください。

用紙が複数枚になっても差し支えありません。また、申請経費ごとに分けて貼付してください。

③ 購入した品目（品名）が、何であるかわかるようにしてください。

領収書やレシートの記載から品目（品名）が判別できない場合は余白に品名を記入してください。

（例）レシートの記載が『ジュニアスポーツ…』で終わっている場合、こちらではジャージなのかシューズなのか等判断ができません。余白に『ジャージ』等と品名を記入してください。

④ 納品書、明細書、請求書等は、領収書のかわり（支払いの証明）にはなりません。

インターネットで購入した場合、ご自身で領収書を発行（印刷）する場合があります。誤って明細書等を提出しないようご注意ください。

⑤ レジ袋代、送料、ポイントカード等のポイント利用分は、該当になりません。それらを差し引いた金額を記入してください。

4 支給時期について

毎月25日（休日の場合はその前日）までに受理した申請は、原則として翌月に支給します。書類に不備がある場合は、25日に受理をしても、翌月支給にならない場合がありますのでご了承ください。

5 申請書の提出期限について

最終提出期限は、2月下旬を予定しています。

詳細は時期が近づきましたら、改めてお知らせします。

6 新入学児童生徒学用品購入費について

- (1) 小学部・中学部・高等部の 1 年生のみが対象です。
- (2) 生活保護世帯で、「生活扶助（入学準備金）」を受給された場合、本経費は支給対象外となります。受給された場合は、事務室までご連絡ください。

7 II 区分の方の支給額について

II 区分では、申請額が全額認定された場合でも、支給額は認定額の $1/2$ となりますので、ご注意ください。

例えば、支給限度額が 5,000 円の場合は、次のとおりです。

認定額が 5,000 円 の場合

→ 支給額は 2,500 円 ($=5,000 \text{ 円} \times 1/2$)

認定額が 15,000 円 の場合

→ 支給額は 5,000 円 ($=15,000 \text{ 円} \times 1/2$ 。ただし限度額の 5,000 円 まで)

8 その他

- (1) 記入例等をご確認のうえ、記入漏れの無いようお願いいたします。
- (3) 申請にあたり、ご不明な点がございましたら学校事務室までお問い合わせください。